

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故概要	処分内容
2020年8月31日	大阪屋形船株式会社	輸送の安全確保に関する指導	<p>令和2年8月4日16時頃、大阪屋形船株式会社の旅客船「GRACE GARDEN」は、旅客を乗せずに、大阪府大阪市大川の着岸時、機関故障により減速できず、係留中の船舶に衝突した。8月6日及び11日、近畿運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。8月31日、船長は、船舶の船体、機関、諸設備及び諸装置について、詳細な点検項目の整備をはかった点検簿を作成し、それによって運航前に1日1回以上点検を実施することを旨とする指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船長は、船舶の船体、機関、諸設備及び諸装置について、詳細な点検項目の整備をはかった点検簿を作成し、それによって運航前に1日1回以上点検を実施すること。 2. 着岸前の安全な水域において主機関の前後進クラッチの着脱、操舵等の作動状況を確認すること。また、同作動状況確認について安全管理規程への規定を検討すること。 3. 船長と見張り要員との意思疎通が確実に図れるよう、貴社の運航する他船同様、船舶「GRACE GARDEN」においてもトランシーバーを活用するなど連絡方法を見直すこと。